

2020年3月12日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

長野県保険医協会  
会長 宮沢 裕夫

### 新型コロナウイルス感染症対策に伴う診療報酬改定の延期を求める緊急要請

国民の医療と健康確保に対する貴台のご尽力に敬意を表します。

新型コロナウイルスの感染症の影響で、政府や自治体からの要請を受けて全国的にイベントの中止・延期がされています。

2020年3月5日に予定されていた厚生労働省の令和2年度の診療報酬改定説明会も中止が発表され、地方厚生局の都道府県事務所が実施する改定説明会（集団指導）も同様に中止となりました。

診療報酬の改定内容は複雑なため、度重なる疑義解釈の事務連絡が出されるなど、告示・通知発出から1か月に満たない期間で周知することが困難であることは過去の例を見ても明らかです。

ましてや現在、国内で感染が拡大する中で、一般の医療機関でも新型コロナウイルス感染症が疑われる患者さんへの対応が求められ、その対策と準備に追われています。

こうした状況を考えると、診療報酬改定の4月実施は余りにも医療機関には負担が大きく、現実的ではありません。

今は、政府、自治体、医療機関、国民が総がかりで新型コロナウイルス感染症の対策に取り組むべき時期です。つきましては下記の事項について強く要望します。

### 記

令和2年4月診療報酬改定について、改定の実施日を少なくとも3か月延期すること

以上